暮らしいきいきコーナー

## **Living Infomation**

# 塩谷郡市医師会リレーコラム シリーズ「がんを知る」

## 第13回「甲状腺がん」

1年間に見つかる甲状腺がんは、すべてのがんの 1.5% 程度で、胃がんの10分1くらいです。女性に多く、男性 の約3倍で、年齢は50代、40代、30代の順に多い傾向 にあります。

今までに分かっている危険因子としては、未成年時 の大量被爆、肥満、ごく一部のがんでは遺伝もあります。 また、ヨードの摂りすぎや欠乏も指摘されています。

甲状腺は、のどぼとけの左右にあるため、「首が腫れて いる」「しこりがある」など、見た目で気付づかれること が多いです。大きさの変化も数年かけて徐々に変化しま す。1、2カ月で大きくなる場合は悪性度が高いので、検 査を早めに受けてください。もっと早く数日で大きくなる 場合は、のう胞や出血が疑われます。首の違和感や物を 飲み込む時の違和感を訴えて受診する方が多いのですが、 甲状腺とは関係ないことが多いようです。進行したがん の場合は呼吸がしづらい、声がかすれるなどの症状も出 現しますので注意が必要です。

主な検査は超音波で、必要に応じてしこりに針を刺し 細胞を吸引します。(穿刺吸引細胞診)この2つの検査 ●ご意見やご質問、取り上げてほしい病気などありましたら 塩谷郡市医師会までお便りをお寄せください。 問い合わせ/〒329-1312 さくら市桜野1319-3 さくら市氏家保健センター内 塩谷郡市医師会

### 佐藤クリニック 院長 佐藤 泉(さくら市)

で甲状腺がんのかなりの部分は手術前に診断が可能です。 CT、MRI、シンチグラフィーなどの検査もありますが、こ ちらはどのくらい進行しているか、転移がないかを調べ る時に行います。

治療は手術が主で、一部のがん以外は抗がん剤は使わ れません。進行している場合や転移している場合には放 射線治療が追加されます。大部分のがんは予後が良好です。

甲状腺がんの治療方針で特徴的なのは、1cm以下のが ん(微小がんと言います)についてです。今までは触診 でしこりに気付くことが多かったため、1cm以上のがん が多かったのですが、超音波検査の普及で3mmのがん から発見できるようになりました。このような小さながん に対して手術をせずに5年間経過を見たところ、70%以 上で増大しなかったとの報告がされています。その結果 を元に、施設によっては十分に症例を検討して、リスク が低いがんには直ちに手術をせず経過観察するところも あります。ただ、経過観察中に転移が出現したり、極ま れに急激な進行が見られることもあるので、定期的にき ちんと検査を受けることが必要です。

# 社会保障・税番号制度のお知らせ 10 月からマイナンバーの通知がはじまります

マイナンバーの通知によって、皆さんにどのような影 響があるのかを説明します。

#### ●マイナンバーを確実に受け取るために

マイナンバーのお知らせは、原則として世帯ごとに簡 易書留で、住民票の住所地にお送りします。住民票の住 所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることがで きない可能性がありますのでご注意ください。

お知らせが届いたら、①マイナンバーの「通知カード」、 ②説明書、③「個人番号カード」の申請書と返信用封筒 があることをご確認ください。

「個人番号カード」は、無料で取得でき、本人確認に利 用できる公的身分証明書です。e-TAX などの電子申請を 行えるほか、将来的にもさまざまな使いみちが検討され ています。郵送やオンラインで申請できるので、個人番 号カードの取得をご検討ください。

#### ●マイナンバーを利用する場面は

税や社会保障に関する手続きを行うため、市役所や税 務署などの行政機関の手続き時にマイナンバーの記載を するほか、勤務先にマイナンバーの提供を求められるこ とがあります。

マイナンバーを記載する書類(例)

分野	主な書類						
税	給与所得の源泉徴収票・不動産の使用料等の 支払い調書・配当、剰余金の分配、および 基金利息の支払調書 など						
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得 (喪失) 届 など						
健康保険 厚生年金	健康保険被扶養者(異動)届 国民年金第3号被保険者関係届 など						

### ●マイナンバーを利用にあたっての注意点

マイナンバーを利用する手続きでは、通知カード等に よる「番号確認」と運転免許証等による「身元確認」に よる厳格な本人確認を行います。

平成28年1月以降、税・社会保障にかかる手続きでは、 上記の本人確認を行いますので、それらの手続きの際は、 運転免許証等とあわせて、10月に送付される「通知カード」 をお持ちください。

#### ■マイナンバー・ポータルサイト

HP http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

#### ●マイナンバーコールセンター

9:30~17:30(土・日、祝日を除く) **2**0570 (20) 0178

# 9月の集団健康診査日程

特定健診を受診される方は、保険証と受診券(国民健 康保険以外の方)を必ずお持ちください。(※お忘れにな ると、当日受診できませんのでご注意ください。)

※市ホームページに健診日の混雑状況を掲載しています。 どうぞご覧ください。

申込・問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118 HPhttp://www.city.yaita.tochigi.jp/

お申し込みをされていない方で受診希望の方は、健康 増進課へご連絡ください。(※健診予定日に発熱やせきな ど、体に異常がある場合は、後日改めて受診してください。)

	受付時間	場所	特定健診	胃・肺・大腸がん	前立腺がん	乳・子宮がん	骨粗しょう症	備考
2日(水	)		$\circ$	0	0			
3日(木	)	勤労青少年ホーム	0	0	0			
8日 (火	8:30		$\circ$	0	0			
9日 (水	) 5	城の湯ふれあい館	$\circ$	0	0			
14日 (月	10:30	勤労青少年ホーム	0	0	0			
15日 (火	)	保健福祉センター				0	0	※女性のみ
24日 (木	)	農村環境改善センター	0	0	0			

# 国際医療福祉大学 塩谷病院からのお知らせ

4月1日付けで福井康之病院長を始め、4名の医師が 着任しました。福井病院長からご挨拶申し上げます。

「塩谷病院は地域住民の要望を最大限に取り入れ、地 域の診療所の先生方と連携しながら、地域医療の充実 という目標に向かって、一歩ずつ着実に歩みを進めてま いります。今後とも皆様のご指導・ご支援を賜りたく、 心よりお願い申し上げます。」

病院長 福井 康之 慶應義塾大学卒 医学博士。国際医療福祉大学 教

授。前国際医療福祉大学三田病院 副院長。日本 育性脊髓病学会認定脊椎脊髓外科指導医、日本整 形外科学会認定整形外科専門医・脊椎脊髄病医。

消化器外科 天海 山形士学亦 前方直総合病院外科

消化器外科 白鳥 亨 千葉大学卒。前千葉大学医学部附属病院食道・胃 陽外科講師。日本外科学会認定外科専門医、日本 がん治療認定医機構がん治療認定医、日本移植学

循環器内科 岩堀 浩也 日本医科士学卒 前国際医療援加士学=田士学レジデント

### 問い合わせ/

国際医療福祉大学塩谷病院 ☎(44)1155 矢板市健康増進課 **5** (43) 1118

#### 今年度の主な取り組み

6月 第1回市民公開講座

「腰が痛くなったら~腰痛へ対処法~」 (講師: 国際医療福祉大学塩谷病院 病院長 福井 康之)

7月 第2回市民公開講座

「脳卒中を理解するために〜脳の不思議〜」

(講師:国際医療福祉大学塩谷病院 副病院長・神経内科部長 内海 裕也)

#### 第3回市民公開講座

日時/9月5日(土)14:00~15:00

場所/国際医療福祉大学塩谷看護専門学校 講堂 テーマ/お歳とともに進行する膝の痛み~予防法と治療法~ 講師/国際医療福祉大学三田病院 整形外科副部長 長島 正樹

※ 10、11、1 月にも、市民公開講座を開催予定

# 国民年金 受給する年金額増やせます!

定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受 給する年金額を増やせます。付加保険料として納めた総額の 半分を毎年受給できるため、2年間で元を取ることができま す。申請を希望される方は市民課までお問い合わせください。 定額保険料(平成27年度)の月額/15,590円

付加保険料の月額/400円

付加保険料を納めることができる方/

- ·国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

### 申請に必要なもの/

①年金手帳、②印鑑、③本人確認書類(運転免許証等) ※本人以外の申請は委任状が必要となります。

問い合わせ/大田原年金事務所 ☎(22)6311

矢板市市民課 **a** (43) 1117

EXX (43) 5962

付加年金額/付加保険料として納める額の1/2

【例:1年間(12ヶ月間)付加保険料を納めた場合】 付加保険料として納めた額 400円×12ヶ月=4,800円

付加年金として受け取れる額 4,800円×1/2=毎年 2,400円 ⇒毎年2,400円を付加年金として受け取れるので、 2年間年金を受給すれば、元を取れることになります。

#### 【注意】

- ・付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はあり ません。
- ・「繰上げ」や「繰下げ」の老齢基礎年金を受給するときは、 付加年金も併せて受給することとなり、同率で減額、または 増額されます。

12 平成 27 年 8 月号 平成 27 年 8 月号 13